会計監査の品質向上に向けた取り組み

当法人は、無限責任社員を中心に運営されており、コミュニーションが取りやすく、 相互牽制が機能しやすい組織であるため、大規模監査法人を念頭に策定された「監査 法人の組織的な運営に関する原則」を直接的には採用しておりません。

しかし、本原則は会計監査の品質向上のための組織そのものの運営のみならず、監 査関係諸法令及び基準(監査基準、監査基準委員会報告等)の運用方法、適用方法に も係る原則であり、その趣旨はすべての監査法人が遵守すべき規範性の高いものと考 えています。

このため、当法人では自組織の特性を踏まえた上で当該原則の趣旨を十分に斟酌し、 会計監査の品質の向上へ向けた実効的・全法人的な取り組みを行っており、今後もさ らなる向上へ向け継続的に取り組んでいく方針であります。

- 1. 監査法人ナカチの使命と行動指針
- (1) 監査法人ナカチの使命
- ① 企業の適時かつ的確な財務報告に貢献すること
- ② 企業の健全な成長に貢献すること

経済環境が急速に変化するなか、企業には適時かつ的確な財務報告が求められ、そのことが社会的責任の一つとなっています。このような中、企業の財務報告が適切なものであるか否かを検証し、保証することが私たち公認会計士に課せられた社会的使命です。

私たちは、その専門知識とノウハウを駆使して、企業実態と経営環境の深度ある理解に基づき、重要な監査上のリスクへ監査リソースを重点的に配分することで効率的かつ厳正な監査を行い、資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要事項を見逃すことなく、企業の適切な財務報告に貢献することが私たちに課せられた使命であると考えています。

また、会計監査を通じて得られた情報をもとに、監査対象会社の内部統制制度や会計制度面において付加価値の高い助言・指導サービスを提供することや、非監査対象会社に対しては、ニーズを的確に捉えた会計専門家としての付加価値の高いサービスを提供することで、企業の健全な成長に貢献していくことも私たちの重要な使命であ

ると考えています。

(2) 監査法人ナカチの3つの行動指針と価値観

私たちは、以下の3つの行動指針を厳守することが、私たちの使命を全うできる唯一無二の道であることを共通の価値観として深く胸に刻み、監査及び会計の専門家として、厳格な職業倫理に則って公正かつ誠実に業務を行ってまいります。

- ① 三現主義を貫く
- ② 徹底的に議論を尽くす
- ③ 常に自己研鑽を怠るな

① 三現主義を貫く

「三現主義」とは、現場に行き、現物を見て、現実を理解することを言い、現場・現物・現実の三つの「現」をとり「三現主義」と言われています。これは昔より事業会社の品質管理等において実行されている重要な行動原則ですが、私たちが監査を実施するにあたっても同様に極めて重要な行動原則であると考えています。監査を行う過程で私たちが目にするもののほとんどは、会計データを中心とした数値であり、これは言わば「机上で見えるもの」です。しかし、会計監査の品質向上のためには、実際に現物を「自らの目で確かめ」、現場からの情報を「自らの耳で聴き」、現場の状況を「自らの肌で感じ」、現実を認識することにより正確な実態把握が可能となり、高品質な監査が提供できると私たちは考えています。また、「三現主義」を貫くことが、実態に則した付加価値の高い助言・指導サービスを提供できるベースであるとも考えています。

② 徹底的に議論を尽くす

「自らの目で確かめ」「自らの耳で聴き」「自らの肌で感じ」「自らの頭で考える」、このことは監査品質の向上のために極めて重要ですが、私たちはそれだけでは十分とは考えていません。監査チーム内やクライアントの CEO・CFO といった経営幹部及び監査役等と徹底的に議論することで、自分が見聞きしたこと、考えたことが、正しいかどうか、どのような意味を持つかわかるのです。

また、地位や立場にしばられない自由闊達な議論により、企業実態や経営環境の正 しい把握、監査上のリスクの識別及び共有化を可能とし、そのことで更に深度あるコ ミュニケーションが可能となるといった形で、監査の品質向上に向けた好循環が生ま れると考えています。

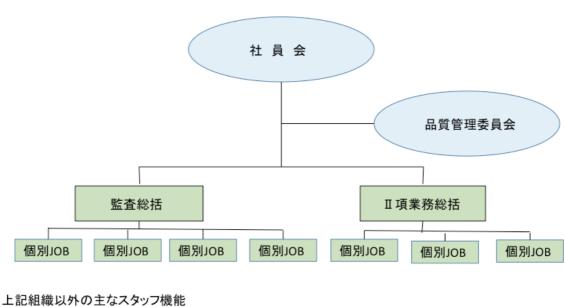
③ 常に自己研鑽を怠るな

私たちは、プロフェッショナルな職業会計人の集団であると自負しています。プロ フェッショナルであり続けるためには、仕事場で過ごす以外の時間を自己研鑽に費や すことが必要です。プロフェッショナルの有り様は、ひとりひとり異なります。自ら の将来のキャリアを意識しながら自己研鑽に努めることが、監査現場に多面的な視点 をもたらします。それにより活発な議論を促し、ひいては会計監査の品質向上に資す ると考えます。

2. 監査法人ナカチの組織

(1)組織の特徴

私たちは、中小規模の無限責任監査法人です。これは、他の業務執行社員(パート ナー)が行った業務に対する責任もひいては自らの責任となることを意味します。よ って、私たちは、相互信頼関係をベースにした極めてフラットな組織体制の下、相互 牽制及び相互監視を実効的に機能させることがガバナンスの基本であると考えていま す。





(2) 社員会

私たちは、社員会が形式化することなく、パートナーひとりひとりが互いの業務を

相互に監視し、実効的な牽制機能を発揮することが監査の品質向上においては重要であると考え、社員会はその実践の場と位置付けています。そのため当法人においては 社員会こそが監査の品質向上のかなめとなっています。

従って、当法人の社員会では、定款の変更、決算(予算)の承認、監査契約の締結、 更新及び解除など、定例の経営執行上の重要事項を議論・審議するだけでなく、以下 のような事項についても報告・審議することとしています。

- ・個々の監査業務において、企業実態及びその経営環境の深度ある把握を通じ適切な リスク・アプローチが実施されるよう、三現主義が遵守されているか、実効性ある 種々のコミュニケーションが図られているか等
- ・監査審査会、協会の品質管理レビューなどの外部レビューや、法人内部における定期的検証などから品質管理上の指摘事項があった場合、その根本原因の分析と改善策の検討
- ・業務執行社員と審査担当社員の意見に相違があった場合には、社員会により審議決 定

また、私たちは、社員会を監査の品質の向上のかなめと位置付けているため、パートナー以外の監査専門要員も議案によっては積極的に社員会に参加し、対等な立場で議論に参加することを推奨しています。

(3) 品質管理委員会

社員会での考え方(特に品質管理上の改善策)を現場へ浸透させ周知徹底を図るため、また、会計監査をめぐる課題や知見及び経験を共有し積極的に議論を行う場として、さらに職業的専門家としての能力の維持向上や職業的懐疑心の十分な発揮を動機付けとすべく、平成25年8月に品質管理担当社員を議長とする品質管理委員会を組成し、月次で開催しています。また、品質管理委員会において指摘された問題点は、社員会において報告及び審議され、その結果が、再度、品質管理委員会を通じて専門要員に周知することとなっています。

品質管理委員会は、パートナーも含め監査専門要員全てが参加対象となっていて、 金融商品取引法監査へ従事する者は、規定回数以上の出席が義務付けられています。 また、品質管理委員会は、自己研鑽のための研修の場とも位置付けられており、CPE (継続的専門研修)の単位申請の対象としています。

品質管理委員会では、日常的監視の観点からの品質管理システム等の確認や、外部

レビュー等や内部レビューによる指摘事項に対する改善策の周知徹底の他、実際の不正事例や監査提言集などを題材に、参加者全員がそれぞれ研究発表者となり、ディスカッション形式による議論などを行っています。

3. 品質管理のための組織的な取り組み

(1) 三現主義の徹底

三現主義とは、前述のとおり物事の本質を捉えるために現場、現物、現実という 3 つの「現」を重視する考え方のことであり、昔より主として製造業において品質管理・改善や問題解決を図るために用いられてきた行動原則です。

会計監査も同様に物事の真実を見極めるための行為(すなわち手続)を十分に行う 必要があり、中でも自らの目で現物や現場を確認することは重要であると考えていま す。しかし、実際の監査現場においては、様々な事情により、ともすればその徹底が 疎かになってしまうこともあります。

このため、当法人では会計監査における三現主義を徹底するために、それを重視する組織風土の醸成に社員会や品質管理委員会を通じて取り組むとともに、今後は、監査上のリスクが高い項目に対する監査手続きやチェックリストなどへ三現主義を組み込むなど「三現主義の手続き化」に取り組んでいきます。

項目や取引の性質あるいは状況により具体的な適用形態・方法は異なりますが、一般的な言い方をすれば、

- ・外部証憑、内部証憑は必ず現物(原本)を確認する
- ・重要な取引は現地、現物を確認する(重要な取引の検証は、外部証憑や内部証憑の ・・ 原本を確認するのみでなく、極力、現地、現物を確認する)
- ヒアリングは現場に近い人に実施する
- ・物の保存・管理に関しては、現場で実際の状況を確認する
- ・企業実態の把握は可能な限り現地、現場を確認する

などになります。

(2) コミュニケーションの徹底

① 監査役等とのコミュニケーション

企業統治の一翼を担い、業務監査権限を有し、被監査会社の実態により近いところ

で業務を遂行している監査役等の知見は、私たちの会計監査における、企業実態及び その環境の深度ある把握、ひいては的確な監査上のリスクの識別にとって有用であり、 そのための深度ある意見交換は不可欠なものであると考えています。また、急速に変 化する企業環境のもと一年間の会計監査を通じ、的確に監査上のリスクを捉え続けて いくためには、監査役等とのタイムリーで率直なコミュニケーションによりリスクを 共有化することが必要であると考えています。

よって、当法人においては、監査計画や監査結果及び監査過程で検出された事項等を四半期毎に報告するだけでなく、より頻度の高い、被監査会社の業容・規模やとりまく環境に応じたコミュニケーションの充実を図り、企業実態及びその環境さらに監査リスクがどこにあるかを積極的に議論することを心がけています。なお、監査役等とのコミュニケーションの内容については、社員会において被監査会社ごとに担当社員が報告し、その十分性及び適切性について検討することとなっています。

また、監査役等にとっても会計監査人との実効性ある双方向のコミュニケーションを図ることで、会計監査人の監査方法・結果の相当性判断や会計監査人の選解任に関する判断などの法的責務を果たす一助となるばかりでなく、リスク情報の共有化は業務監査においても有用でもあり、監査役等の監査の実効性を確保し、有効性及び効率性を高めることに役立つと考えています。

② 監査チーム内のコミュニケーション

当法人では、監査チーム内において、企業実態及びその環境の深度ある把握に基づき監査リスクの識別及び評価を行い、監査チーム内においてフラットかつ双方向の議論を積み重ねることで、リスクの理解を共通化することを重視しています。監査計画立案時に行われるキック・オフ・ミーティングに始まり、監査における各段階において、監査チーム内で議論を行い、企業実態、企業をとりまく環境及びこれに関連する監査リスクについての監査チーム内の理解を更新し、入手された監査証拠が十分かつ適切であるか評価し、監査計画の変更の要否について検討されます。

当法人の監査チームは、十分な監査実務経験がある者で構成されているため、監督や査閲といった上位下達に基づく業務の進め方よりも、お互いの信頼関係をベースにした緊張感ある双方向のコミュニケーションによる方法を重視しています。従って、チームメンバーが大きな課題に直面した場合にも、上から下に指示を出すのではなく、チームメンバー間で議論し、解決策を見出すことが重要であると考えています。また、審査についても、形式的なものとならぬよう、対話とディスカッションによる相互理解により進めることとしています。

なお、監査計画の修正を要する、或いは監査意見に影響を及ぼすと判断される重要な事項について、物理的事由等で適時に情報の共有化を図ることができない状況においては、「コミュニケーションノート」により適時に情報の共有化を図ることとしています。

③ 事務所内のコミュニケーション

当法人は、無限責任社員を中心に運営されており、相互信頼関係をベースにした極めてフラットな組織体制の下、相互牽制及び相互監視をガバナンスの基本としています。前述の通り、当法人では、社員会がガバナンスと品質向上のかなめと位置付けられており、個別監査業務において、企業実態及び企業をめぐる環境に基づき、リスクが識別され、適切なリスク対応手続がとられているかについても、社員会の場で報告及び議論が行われています。

また、品質管理委員会は、それぞれの立場を超えて、会計監査をめぐる知見及び経験を共有し積極的に議論を行う場と位置付けられています。

このように当法人は、組織運営の上で、事務所内における風通しの良いコミュニケーションを重視しています。

なお、監査業務遂行上遵守又は留意しなければならない事項のうち重要と判断されるものに関しては、品質管理委員会で周知徹底を図ることに加え、適時に監査要員全員に対して「通達」を発出することとなっています。

(3) 実効性あるマニュアルへ

当法人は、監査基準委員会報告書に準拠した「財務諸表監査・内部統制監査の手引 (不正リスク対応基準対応版)」をベースにしながら、独自の監査マニュアル及び様式 を開発・適用しています。

私たちは、実効性ある(効率的かつ厳正な)監査の実現にとって、三現主義やコミュニケーションの徹底を図ることが肝要と考え、社員会や品質管理委員会においてそれらを重視する組織風土の醸成に取り組んでいますが、それが意識のみならず具体的行為として徹底されるためには、さらに監査業務の手引きとなるマニュアルや様式、さらには監査手続書及びチェックリストにそれらを落とし込んでいくことが必要であると考えています。

したがって今後は、社員会や品質管理委員会における監査マニュアル等の継続的な 見直しにおいて、三現主義や監査役等とのコミュニケーション、監査チーム内の討議 を強く求めるものへと整備し、より充実させてまいります。 また、それに併せ、監査調書のレビュー、監査業務の審査、品質管理システムの日 常的監視等に関するルールの更なる整備も行ってまいります。

(4)外部レビュー等への対応

外部レビュー等には、上場会社等の監査を実施している監査事務所を対象に、通常 3年に1回行われる日本公認会計士協会の品質管理レビューと、金融庁に設置された 独立の行政機関である公認会計士・監査審査会が、日本公認会計士協会から品質管理 レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて行われる立入検査等 があります。

当法人は、社員会で外部レビュー等における指摘事項の内容を検討し、必要に応じて標準様式や内部レビュー(定期的検証等)における検討事項への反映を行い、品質管理委員会及び研修を通じその改善措置や再発防止策を周知、徹底しています。

私たちは、外部レビュー等への対応において最も重要なことは、根本原因を究明した上で、組織運営及び監査業務へ落とし込んでいくことだと考えています。そのために品質管理委員会において指摘事項を題材としたディスカッションを行うなどにより、法人全体として一体的な監査品質向上に向けた取り組みに繋げています。

なお、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に応じて、監査事務所に対し、 注意、厳重注意、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告といった措置が講じられ ることがあります。

また、公認会計士・監査審査会による検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、また監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、金融庁は、審問及び聴聞を行ない、懲戒処分等の行政処分を行うことがあります。

(5) 採用・人材育成・評価

当法人は、従来より、十分な監査実務経験と専門能力を有するすぐれた人材を採用することに注力しておりますが、本稿の公表を機に、今後の人材採用にあたっては、「3つの行動指針」を共有し得る人材を採用するための基準を設け、計画的に採用活動を行ってまいります。

また、採用後の人材育成は会計監査の品質を支える根幹であり、優れた人材を惹き付けるかなめともなるものです。このため、当法人では、「3つの行動指針」を血肉とすべく、品質管理委員会への参加を義務付けているほか、会計関連トピックス等に関

する定例研修を行っています。なお今後は、職業的専門家として会計監査に関連する 幅広い知識や経験を獲得できるよう、関連する資格の取得、外部講習への参加、非監 査業務への参画などを積極的に推奨してまいります。

さらに、三現主義をはじめとする「3つの行動指針」の遵守をベースとした評価基準を設け、対話とディスカッションによる相互理解に基づく計画的かつ効果的な人材育成に取り組んでまいります。

(6) 外部通報制度

当法人の内外からもたらされる疑義の申立てに適切に対処するために、当法人と利 害関係のない弁護士事務所を窓口とする通報制度を導入しています。

4. 非監査業務の位置付け

三現主義に根ざした企業実態及び経営環境の深度ある把握を重視するという私たちの姿勢は、非監査業務においても変わるところはありません。非監査業務を通じて、会社の健全な成長に貢献することも、私たち職業的専門家としての使命であると考えているため、非監査業務を行うことで、積極的にその使命を果たしてまいります。

また、非監査業務において、監査業務とは異なる視点からサービスを提供することにより得られる経験は、監査業務においても有意義なものであり、逆に、監査業務より得られた知見を非監査業務に活かすことができることから、両分野において相乗効果が得られると考えており、両分野の業務を行うことにより、私たちは、より付加価値の高いサービスを提供できると考えています。

(1)被監査会社に対する非監査業務の位置づけ

被監査会社に対する非監査業務については、公認会計士法及び同施行規則、倫理諸 則を厳格に遵守し、独立性の観点から問題とならない範囲に限定して業務を行ってい ます。その上で、被監査会社に対する非監査業務は社員会で事前承認を要するものと されており、また、事後においても、非監査業務の実施に当たり監査証明業務の独立 性が保持されたことを社員会に報告することとされています。

(2)被監査会社以外に対する非監査業務の位置づけ

前述の通り、監査業務のみならず非監査業務も行うことで、サービスの品質レベル を相互に高める効果があると考えており、被監査会社以外に対する非監査業務は、既 存クライアントとのコンフリクトがないことを確認した上で、監査業務との適度なバ ランスを図りながら、積極的に行っています。

5. 市場参加者とのコミュニケーション

監査役等は、会計監査人の選解任等に関する議案の内容を決定すること、会計監査人の報酬について同意をすること、といった権限を有しています。従って、監査役等には会計監査人の監査の品質について十分に理解した上で適正に評価し、場合によっては、市場参加者に説明することが求められます。前述のとおり、当法人においては、監査計画や監査結果及び監査過程で検出された事項等を四半期毎に報告するだけでなく、より頻度の高い、被監査会社の業容・規模やとりまく環境に応じたコミュニケーションの充実を図り、企業実態及びその環境さらに監査リスクがどこにあるかを積極的に議論することを心がけています。また、当法人のガバナンスの状況や監査の品質を確保するための取り組み等を十分に理解できるよう、積極的に説明を行なうことで、私たちの監査の品質について適正な評価を受けることができるよう努めています。

わが国でも、監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、 監査人が着目した会計監査上のリスク等(「監査上の重要な事項(Key Audit Matters: KAM)」)を記載する「監査報告書の透明化」が検討されています。私たちは、三現主 義に基づき企業実態と経営環境の深度ある理解に基づき、重要な監査上のリスクへ監 査リソースを重点的に配分することで効率的かつ厳正な監査を行うことを旨としてい ますが、「監査報告書の透明化」により、私たちが着目した会計監査上のリスク等が適 切に開示されることで、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表 利用者の理解を深める意義があると考えています。

当法人の会計監査の品質の向上に向けた取り組みについては、本稿にて、資本市場の参加者の方々に公表しています。今後は、当該取り組みの実効性を定期的に評価し、その結果についても報告する予定でいます。